

4 作業計画の作成、実施の届出

4.1 作業計画の作成

関係規程：法第18条の14 / 法施行規則第16条の4 / 国マニュアル「2.2.4.(1)」、「4.4.1～4.4.2」

特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成する必要があります。

また、作成した作業計画は当該作業を行う全ての作業者に周知されなければならない、作業は作業計画に従って行う必要があります。



対象作業	全ての特定粉じん排出等作業※ ¹
作成時期	特定粉じん排出等作業の開始前まで
作業計画の内容	● 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	● 特定工事の場所
	● 特定粉じん排出等作業の種類
	● 特定粉じん排出等作業の実施の期間
	● 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
	● 特定粉じん排出等作業の方法
	● 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
	● 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要※ ²
	● 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
● 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	

※¹ レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業の場合は、特定粉じん排出等作業実施届出書を作成することで作業計画を作成したことになります。

※² 具体的には、隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化の方法、除去等の方法、清掃の方法、廃棄物の処理の方法などが考えられます。

作業計画の例

特定粉じん排出等作業の計画	
発注者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名) 電話番号
特定工事の名称	
特定工事の場所	札幌市 区
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は 別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 電話番号 - -
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	氏名 電話番号 - -
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙のとおり
特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要	別紙のとおり

別紙として、次の資料などを添付します。

- アスベスト含有建材の使用箇所を示した図面
- 建築物等の配置図
- 付近の状況
- 作業工程の概要（例：隔離養生の方法、アスベスト含有建材の湿潤化・除去の方法等）